

水 道



墨俣浄化センター

— 内 容 —

上 水 道
簡 易 水 道
下 水 道

上 水 道

1. 概 要

本市は良質豊富な地下水に恵まれ、これを利用して繊維工業を中心に県内第一の工業都市として発展してきた。しかし、次第に地下水位の低下を招き、湧水量の減少がみられるようになってきた。

このため、衛生的で安定した生活用水の供給を目標として、昭和 32 年 1 月 19 日事業認可を受け原水を地下水に求め昭和 33 年 12 月 26 日給水を開始した。概要は、給水区域 447ha（市街地の一部）、計画給水人口 63,500 人、工事費 340,000 千円、工期昭和 32 年～36 年、1 日最大給水量 15,240 m^3 、1 人 1 日最大給水量 240 l とし、水源地 4 か所（深井戸 4 井）でポンプ加圧式により給水する事業計画とした。

(1) 第 1 次変更

住民の上水道拡張の要望と事業経営の合理化を図るため、計画給水区域を拡張し、水源地 4 か所から 2 か所に変更して、昭和 36 年 8 月 21 日第 1 次変更の事業認可を受けた。概要は、給水区域 712ha、計画給水人口 78,800 人、工事費 490,000 千円、工期昭和 32 年～40 年、1 日最大給水量 18,912 m^3 、1 人 1 日最大給水量 240 l とし、水源地 2 か所（深井戸 4 井）でポンプ加圧式により給水する事業計画とした。

(2) 第 2 次変更

急速な都市の発展により、既給水区域周辺地区からの上水道拡張の要望が高まり、計画給水区域の拡張を主目標として、昭和 39 年 12 月 21 日第 2 次変更の事業認可を受けた。概要は、給水区域 858ha、計画給水人口 95,000 人、工事費 665,000 千円、工期昭和 32 年～44 年、1 日最大給水量 22,800 m^3 、1 人 1 日最大給水量 240 l とし、水源地 2 か所（深井戸 5 井）でポンプ加圧式により給水する事業計画とした。

(3) 第 3 次拡張

近年高度経済成長による生活様式の向上により水需要は急速かつ大幅に増加し、加えて昭和 42 年 9 月隣接する不破郡赤坂町の合併に伴う赤坂町上水道の統合など、状況の変化に適応するため配水能力を増大した安定供給体制の確立に向けて、昭和 45 年 3 月 31 日第 3 次拡張の事業認可を受けた。概要は、給水区域 7,183ha、計画給水人口 150,000 人、工事費 2,600,000 千円、工期昭和 45 年～平成 5 年、1 日最大給水量 60,000 m^3 、1 人 1 日最大給水量 400 l 、水源地 5 か所（深井戸 13 井）でポンプ加圧式（一部自然流下式）により給水する事業計画とした。

(4) 第 4 次変更

産業構造や生活様式の多様化が進み、郊外への人口の分散化も著しい中で、将来の水需要に対応し、全市域完全給水を目途とする計画を策定、平成 6 年 3 月 31 日第 4 次変更の事業認可を受けた。概要は、給水区域 7,292ha、計画給水人口 158,100 人、工事費 21,085,000 千円、工期平成 6 年～15 年、1 日最大給水量 71,530 m^3 、1 人 1 日最大給水量 452 l 、水源地 5 か所（深井戸 16 井）でポンプ加圧式により給水する事業計画とした。

(5) 第5次変更

成熟した都市化の進展や少子化社会の形成により、需要者に継続して安全で安定した給水を目的とした施設の強化充実を図るため、平成16年3月19日第5次変更の事業認可を受けた。概要は、給水区域 7,292ha、給水計画人口 158,100人、工事費 11,515,700千円、工期平成16年～25年、1日最大給水量 71,530m³、1人1日最大給水量 452ℓ、水源地5か所（深井戸19井）でポンプ加圧式により給水する事業計画である。

上石津町・墨俣町との合併により平成18年3月27日墨俣町上水道事業を譲受した。

概要は給水区域 260ha、計画給水人口 6,950人、工事費 693,224千円、工期平成16年～23年、1日最大給水量 2,763 m³、1人1日最大給水量 595ℓ、水源地3か所（深井戸5井）でポンプ加圧式により給水する事業計画である。

2. 水道施設

(1) 水源地施設

水源地名	取水能力m ³ /日	所 在
西 崎	8, 200	大垣市西崎町2丁目56番地
緑 園	19, 800	〃 緑園1番地
赤 坂	10, 160	〃 赤坂新田1丁目57番地
北 部	26, 340	〃 興福地町2丁目104番地
南 部	6, 400	〃 外渕4丁目68番地1
墨俣第一	2, 304	〃 墨俣町墨俣242番地1
墨俣第二	2, 765	〃 墨俣町下宿562番地
墨俣第三	374	〃 墨俣町二ツ木37番地

(2) 施設及び業務概要表

区分	年度				
	21	22	23	24	25
行 政 人 口 (人)	164,680	164,649	164,306	163,134	162,859
計 画 給 水 人 口 (人)	165,050	165,050	165,050	165,050	165,050
給 水 区 域 内 人 口 (A) (人)	158,378	158,416	158,223	157,163	156,920
給 水 人 口 (B) (人)	153,455	153,556	153,461	152,430	152,247
普 及 率 B/A×100(%)	96.9	96.9	97.0	97.0	97.0
配 水 管 延 長 (m)	795,473	800,595	808,360	815,835	820,444
取 水 能 力 (m ³ /日)	76,343	76,343	76,343	76,343	76,343
年 間 総 配 水 量 (m ³)	21,064,459	20,982,896	21,114,417	20,787,739	20,613,128
1 日 最 大 配 水 量 (C) (m ³)	63,791	63,647	64,730	62,004	62,048
1 日 平 均 配 水 量 (D) (m ³)	57,710	57,487	57,689	56,953	56,474
1人1日最大配水量 (C/B×1000) (ℓ)	416	414	422	407	408
1人1日平均配水量 (D/B×1000) (ℓ)	376	374	376	374	371
年 間 総 有 収 水 量 (m ³)	15,811,982	15,951,084	15,954,631	15,756,156	15,701,567

(3) 職員数

(単位：人)

区分		年度	21	22	23	24	25
職員数	事務職員		13	15	11	8	9
	技術職員		12	13	13	13	13
	技能労務職員		14	16	14	13	10
	計		39	44	38	34	32

3. 水道料金

(1) 基本料金（1か月）

(消費税等含む)

口径	一般用・公衆浴場用	消防用
13 mm	使用水量8 m ³ まで 756 円	
20 mm	使用水量なしで 972 円	
25 mm	〃 1,296 円	
40 mm	〃 2,916 円	540 円
50 mm	〃 5,616 円	1,944 円
75 mm	〃 10,908 円	2,484 円
100 mm	〃 16,200 円	3,132 円

(2) 従量料金

用途の種類		料 金 (1 m ³ につき)	
一般用口径	13 mm	1か月使用水量8 m ³ を超える分	97.2 円
	20 mm以上	—	97.2 円
公衆浴場用		—	48.6 円
消 防 用		火災および演習以外に使用した場合に限る	97.2 円

水道料金は、基本料金と従量料金の合計額で10円未満の端数は切り捨てとする。

消費税率改定に伴い、平成26年4月1日に水道料金の改定を行った。

4. 水道料金等業務委託（平成25年度）

業務	委託業者	委託料
検針業務、開閉栓業務、徴収・滞納整理業務、 窓口・電算入力業務	(株)タカダ 中部支店	75,180,000 円

5. 財政状況(税込み)

(1) 収益的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円)

区分 \ 年度	23 決算額	24 決算額	25 決算額	26 予算額 (当初)
水道事業収益	2,063,487	2,008,767	2,001,811	2,501,000
1. 営業収益	1,835,007	1,829,188	1,842,003	1,860,700
給水収益	1,825,112	1,818,550	1,832,033	1,850,000
受託工事収益	—	—	—	—
他会計負担金	4,824	5,198	4,297	6,000
その他の営業収益	5,071	5,440	5,673	4,700
2. 営業外収益	228,480	179,579	159,808	367,300
受取利息及び配当金	2,630	2,970	2,997	700
長期前受金戻入	—	—	—	195,000
雑収益	225,850	176,609	156,811	171,600
3. 特別利益	—	—	—	273,000
その他特別利益	—	—	—	273,000

(支 出)

(単位：千円)

区分 \ 年度	23 決算額	24 決算額	25 決算額	26 予算額 (当初)
水道事業費用	1,731,544	1,649,517	1,758,348	2,021,000
1. 営業費用	1,564,290	1,482,408	1,577,806	1,778,300
原水及び浄水費	233,996	236,560	222,598	250,100
配水及び給水費	425,648	342,365	303,985	412,800
受託工事費	—	—	—	—
総係費	196,175	209,775	194,279	232,300
減価償却費	631,010	639,736	743,841	801,300
資産減耗費	77,461	53,972	113,103	81,700
その他営業費用	—	—	—	100
2. 営業外費用	167,254	167,109	180,542	155,200
支払利息及び企業債取扱諸費	145,584	145,246	139,533	137,600
消費税及び地方消費税	12,501	12,033	36,635	7,000
雑支出	9,169	9,830	4,374	10,600
3. 特別損失	—	—	—	87,000
その他特別損失	—	—	—	87,000
4. 予備費	—	—	—	500

(2) 資本的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円)

区分 \ 年度	23 決算額	24 決算額	25 決算額	26 予算額 (当初)
資本的収入	739,520	526,699	181,088	574,000
1. 企業債	440,000	240,000	90,000	440,000
2. 出資金	—	47,441	—	13,000
3. 負担金	199,520	139,258	91,088	121,000
4. 補助金	—	—	—	—
5. その他資本的収入	100,000	100,000	—	—

(支 出)

(単位：千円)

区分 \ 年度	23 決算額	24 決算額	25 決算額	26 予算額 (当初)
資本的支出	1,697,533	1,648,668	1,066,274	1,686,000
1. 建設改良費	1,437,201	1,375,795	782,212	1,393,400
2. 企業債償還金	260,332	272,873	284,062	292,600

簡 易 水 道

1. 概 要

近年各家庭で使用する井戸地下水位は低下現象を表わしてきた。このため周辺農村集落地において衛生的で安定した生活用水確保の要望が高まり、昭和 28 年以降順次簡易水道事業として認可を受けて設立し、昭和 43 年当初において 20 か所に達した。

その後施設の老朽化、使用水量の増加に伴う原水の確保、維持管理の面などから上水道への編入を順次実施し、深池簡易水道を平成 26 年 4 月 1 日付で上水道へ編入したことにより、大垣地域の水道事業は全て上水道となった。

上石津町・墨俣町との合併により平成 18 年 3 月 27 日上石津町簡易水道事業を譲受した。

概要は給水区域 1,359ha、計画給水人口 8,426 人、浄水場及び水源地 8 か所で自然流下式とポンプ加圧式により給水する計画である。

区分 \ 年度	23	24	25
行 政 人 口 (人)	164,306	163,134	162,859
給 水 区 域 内 人 口 (A) (人)	6,486	6,374	6,281
給 水 人 口 (B) (人)	6,474	6,362	6,271
普 及 率 $B / A \times 100$ (%)	99.8	99.8	99.8
配 水 管 延 長 (m)	54,777	54,902	54,990
年 間 総 配 水 量 (m ³)	802,890	770,655	775,046
1 日 平 均 配 水 量 (C) (m ³)	2,194	2,106	2,118
1 人 1 日 平 均 配 水 量 (C/B×1000) (ℓ)	339	331	338
年 間 総 有 収 水 量 (m ³)	626,713	613,669	600,856
簡 易 水 道 数	5	5	5
飲 料 水 供 給 施 設 数	1	1	1

下 水 道

1. 概 要

●大垣地域

大垣地域の下水道は、公共下水道として昭和 30 年 3 月に事業認可を得て整備に着手し、昭和 37 年 4 月に供用開始している。汚水事業としては、生活様式の向上による汚水量の増大や市街地拡大などの社会情勢の変化、公共用水域の更なる水質保全のため、処理区域の拡張並びに伊勢湾下水道整備総合計画に伴う処理施設の高度処理化など 15 次におたり事業計画の変更を行い、整備区域の拡大に努めている。また、供用開始後 50 年が経過し、管渠や処理場施設の老朽化及び耐震化が大きな課題となっているため、長寿命化計画及び総合地震対策計画を策定し、改築更新や耐震化を実施している。雨水事業としては、都市化の進展、降雨現象の変化などによる浸水被害が発生しており、被害の低減に向けて水路の改修や雨水ポンプ場の増設及び新設を行っている。

年月	内 容	処理区域 (ha)	計画人口(人)	
S30. 3	認可取得	436	67,000	
S33. 3	第 1 次事業計画変更 (厚生省認可からの変更)	436	67,000	
S38. 3	第 2 次事業計画変更 (区域拡張)	607	70,200	
S47. 12	第 3 次事業計画変更 (区域拡張)	1,106	87,900	
S52. 6	第 4 次事業計画変更 (処理施設配置変更)	1,106	87,900	
S57. 8	第 5 次事業計画変更 (区域拡張)	1,304	87,900	
H 1. 2	第 6 次事業計画変更 (区域拡張)	1,987	99,600	
H 7. 5	第 7 次事業計画変更 (区域拡張)	2,986	129,100	
H14. 12	第 8 次事業計画変更 (区域拡張、平町処理区追加、高度処理導入)	大垣	3,194	126,800
		平町	11	200
H16. 10	第 9 次事業計画変更 (処理能力の変更)	大垣	3,194	126,800
		平町	11	200
H18. 3	第 10 次事業計画変更 (処理施設配置変更)	大垣	3,194	126,800
		平町	11	200
H19. 3	第 11 次事業計画変更 (ポンプ場の能力変更)	大垣	3,194	126,800
		平町	11	200
H20. 8	第 12 次事業計画変更 (ポンプ場の能力変更)	大垣	3,194	126,800
		平町	11	200
H21. 9	第 13 次事業計画変更 (区域拡張)	大垣	3,349	127,400
		平町	11	200
H23. 2	第 14 次事業計画変更 (区域拡張)	大垣	3,430	128,400
		平町	11	200
H25. 5	第 15 次事業計画変更 (消化ガス発電設備の追加)	大垣	3,430	128,400
		平町	11	200

●墨俣地域

墨俣地域の下水道は、平成 11 年に公共下水道として、事業認可を受けている。その後、市町が合併したことにより、計画内容の整合を図るため、基本計画の見直しを行い、高度処理を位置付けた事業計画に変更した。

平成 22 年度から墨俣浄化センターおよび管渠の整備に着手し、平成 25 年 3 月に市街化区域の下水道を供用開始している。

年月	内 容	処理区域 (ha)	計画人口 (人)
H11. 10	事業認可取得	51	2,300
H20. 4	第 1 次事業計画変更 (区域拡張、高度処理)	70	2,840
H24. 8	第 2 次事業計画変更 (区域拡張)	98	3,740

●上石津地域

上石津地域の下水道は、特定環境保全公共下水道としての北部・中部処理区、農業集落排水としての南部・西山処理区、小規模集合排水としての平井処理区の計 5 処理区があり、平成 17 年 4 月に全処理区の整備が完了している。

年月	内 容	処理区域 (ha)	計画人口 (人)
H 5. 12	事業認可取得 (北部処理区)	49	2,140
H 6. 6	事業認可取得 (西山処理区)	8	150
H 9. 4	事業認可取得 (南部処理区)	179	1,720
H11. 7	第 1 次事業計画変更 (北部処理区、区域拡張)	69	2,950
H13. 3	事業認可取得 (中部処理区)	72	2,340
H13. 5	事業認可取得 (平井処理区)	2.5	70
H14. 3	第 2 次事業計画変更 (北部処理区)	69	2,950
	第 1 次事業計画変更 (中部処理区)	72	2,340
H15. 3	第 1 次事業計画変更 (南部処理区)	179	1,770

2. 下水道施設(平成 25 年度末)

(1) 管 渠

管渠総延長	930,529.2m	污水管渠延長	847,141.0m
		雨水管渠延長	84,062.6m

(2) 終末処理場一覧表

処理場名称	処理区域	処理能力 (日最大)	供用開始年月日	処理方法
大垣市浄化センター	大垣処理区	80,200 m ³ /日最大	昭和 37 年 4 月 1 日	標準活性汚泥法(高級処理)、凝集剤併用ステップ流入式多段硝化脱窒法(高度処理)
大垣市墨俣浄化センター	墨俣処理区	1,350 m ³ /日最大	平成 25 年 3 月 10 日	凝集剤併用高度処理オキシデーションディッチ法+急速ろ過法(高度処理)
大垣市上石津北部浄化センター	北部処理区	1,600 m ³ /日最大	平成 12 年 5 月 8 日	オキシデーションディッチ法(高級処理)
大垣市上石津中部浄化センター	中部処理区	1,200 m ³ /日最大	平成 17 年 4 月 1 日	オキシデーションディッチ法(高級処理)
大垣市上石津南部浄化センター	南部処理区	478 m ³ /日最大	平成 15 年 5 月 20 日	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式
大垣市上石津西山浄化センター	西山処理区	41 m ³ /日最大	平成 9 年 11 月 1 日	接触ばっ気方式
大垣市上石津平井処理場	平井処理区	22 m ³ /日最大	平成 15 年 5 月 10 日	沈殿分離、接触ばっ気方式

3. 平成 25 年度供用開始状況

供用開始年月日	平成 26 年 3 月 31 日
供用開始区域	<p>福田町字同前田、綾野 1 丁目、綾野 4 丁目、直江町、林町 7 丁目、貝曾根町、三塚町、加賀野 1 丁目、加賀野 2 丁目、大村 1 丁目、大村 2 丁目、墨俣町下宿</p> <p>ほかの各一部区域</p>

4. 普及状況

年度 項目	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5
行政区域面積 (ha)	20,652				
行政区域人口 (A) (人)	158,959	159,152	159,023	163,134	162,859
行政区域世帯数 (世帯)	58,763	59,616	60,210	62,945	63,494
全体計画区域面積 (ha)	4,315.2	4,396.3	4,396.3	4,398.3	4,398.3
事業計画区域面積 (ha)	3,760.1	3,841.2	3,841.2	3,869.0	3,869.0
整備面積 (ha)	3,470.2	3,483.9	3,615.9	3,684.2	3,710.5
供用開始区域人口 (B) (人)	128,724	129,473	130,280	138,720	139,857
供用開始区域世帯数 (世帯)	48,526	49,487	50,260	54,296	55,237
水洗化人口 (C) (人)	106,252	108,559	110,037	115,384	117,401
水洗化世帯数 (世帯)	40,114	41,514	42,489	45,290	46,493
普及率 (B/A) (%)	81.0	81.4	81.9	85.0	85.9
水洗化率 (C/B) (%)	82.5	83.8	84.5	83.2	83.9

※ 人口及び世帯数は住民基本台帳による(平成24年度より外国人を含む)

5. 水洗便所（下水道接続）の奨励

下水道管の布設工事に先だって、各自治会単位に下水道事業受益者負担金及び分担金の趣旨説明とあわせて排水設備の設置、便所の水洗化、資金の融資あっせん利子補給制度、法的根拠、工事施工の方法、使用料金等について説明会を実施している。また、供用開始後3年を目途に、未接続家庭に対し文書や訪問により普及促進を図っている。

水洗便所(宅地内排水設備設置)状況及び改造資金融資状況

区 分 \ 年 度	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5
水洗便所設備 (自己資金) (戸)	944	753	744	733	1,227
水洗便所設備 (融資利用) (戸)	3	0	0	3	8
計 (戸)	947	753	744	736	1,235
融 資 金 額 (千円)	1,390	0	0	2,130	4,600

6. 下水道受益者負担金・分担金制度

(1) 下水道受益者負担金制度（大垣地域・墨俣地域）

下水道事業は都市整備と市民の環境衛生を向上させるため、道路・公園等の整備と共に市の重要施策として、昭和30年に都市計画事業として認可を受け即時着工し、同36年に初めて浄化センターの運転を開始し、翌年4月1日寺内町及び田町等8.81haの処理区域の供用を開始し、逐次その区域を拡大してきたが、従来どおり国庫補助と起債のみに依存することが困難となり昭和44年に審議会を設け、「下水道事業の促進化」について諮問したところ、受益者においても建設工事費の一部を負担することが適当であるとの答申を得たので、昭和45年大垣都市計画下水道事業受益者負担に関する条例を制定した。その後、平成21年度に、市街化区域公共下水道事業受益者負担金徴収条例に条例改正して、受益者負担金を賦課徴収している。また、平成24年度末供用開始を予定している墨俣地域について、平成22年度に条例を改正し、受益者負担金を賦課徴収する。これを建設財源に充当することにより、整備促進を図っている。

① 条例制定年月日 昭和45年10月28日

② 受益者負担金 負 担 額 98円/m²（大垣地域）
220円/m²（墨俣地域）

納 付 方 法 一括納付・3年分割(年2回)

一括納付報奨金 納期内に一括で納付したときは、報奨金を交付する。

(2) 下水道受益者分担金制度（大垣地域・墨俣地域）

平成22年度から市街化調整区域の下水道整備着手にあたり、平成21年度に市街化調整区域公共下水道事業受益者分担金徴収条例を制定した。市街化調整区域は建物が存在する土地を対象に、土地所有者、若しくは建物所有者から賦課徴収し、下水道整備の建設財源に充当して整備促進を図っている。

① 条例制定年月日 平成22年3月23日

② 受益者分担金

分担金額及び一括納付報奨金

建物の種類	排水人口	分担金の額	一括納付報奨金額
一般住宅	—	170,000円	14,000円
店舗・事業所等	30人以下	170,000円	14,000円
	31人以上90人未満	350,000円	28,000円
	90人以上150人未満	550,000円	40,000円
	150人以上300人未満	950,000円	60,000円
	300人以上500人未満	1,550,000円	70,000円
	500人以上	3,700,000円	70,000円

納付方法 一括納付・5年分割（年4回）

(3) 下水道受益者分担金制度（上石津地域 特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業）

施設を利用できる地域の人々が限られているため、公平な負担を基本理念に、受益者分担金を、下水を排水する建築物の所有者又は権利者から賦課徴収している。

① 条例制定年月日 平成9年3月26日

② 受益者分担金 分担金額 1世帯又は1事業所当たり35万円
 納付方法 一括納付・5年分割（年4回）
 一括納付報奨金 納期内に一括で納付したときは、報奨金を3万円交付する。

7. 下水道使用料

(1) 大垣地域

水道水使用 1か月

(消費税等含む)

基本使用料	使用水量	使用料
	0 m ³ ～10 m ³	1,080円
従量使用料	使用水量	使用料 / m ³
	11 m ³ ～100 m ³	109.08円
	101 m ³ ～	127.44円

別に定める水質の汚水を放流するものについては、放流する汚水の水質に応じて汚水量1 m³につき162円の範囲内で使用料を増額して徴収する。

井戸水使用 1か月

区 分	基 本 放 流 量	基本放流量を超える場合
一般家事用	1人 1 2 m ³ 2人 1 9 m ³ 3人 2 4 m ³	4人以上は1人増すごとに 4 m ³
官公庁、事務所、医院(入院設備のないもの)その他これに類するもの	人員10人まで 5 4 m ³	5人又はその端数ごとに 2 7 m ³
病院、医院(入院設備のあるもの)その他これに類するもの	5ベッドまで 1 0 1 m ³	1ベッド増すごとに 2 0 m ³
学校、幼稚園、保育園その他これに類するもの	定員50人まで 1 2 1 m ³	50人又はその端数ごとに 1 2 1 m ³
劇場、映画館その他これに類するもの	定員100人まで 5 4 m ³	50人又はその端数ごとに 2 7 m ³
旅館、ホテル、サウナ、風呂、料理店その他これに類するもの	従業員5人まで 2 1 6 m ³	1人増すごとに 4 3 m ³
飲食店、喫茶店、貸席、遊技場その他これに類するもの	従業員5人まで 8 1 m ³	1人増すごとに 1 6 m ³
理容業、美容業、写真業その他これに類するもの	従業員5人まで 8 1 m ³	1人増すごとに 1 6 m ³
食肉販売、魚介類販売業、豆腐こんにやく製造業、クリーニング業、染め物洗い張り業	従業員5人まで 8 1 m ³	1人増すごとに 1 6 m ³
上記の区分に該当しないもの	その都度認定する量	その都度認定する量

(水量認定の対象となる人員及び従業員は、居住者でない通勤、通学者を含むものとする。)※下水道使用料は上記使用料金表により計算した額で、10円未満の端数は切り捨てとする。

(2) 上石津地域

一般家庭の場合 1か月

(消費税等含む)

基本使用料	加算使用料
2, 160円	家庭の雑排水、し尿 1人から5人まで世帯1人当たり・・・・・・・・・・648円 6人以上1人増すごとに・・・・・・・・・・324円

事業所等の場合 1か月

(消費税等含む)

基本使用料	加算使用料
3, 240円	使用水量 1 m ³ 当り 108円

(上石津地域の集会施設のうち規則で定める施設の基本使用料は2, 160円)